

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 12 月 24 日

つくばみらい市長

久田 つる江  
署

## つくばみらい市条例第44号

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成29年つくばみらい市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号を次のように改める。

（7）原則として、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第29条の9各号に掲げる区域を含まないこと。

第6条第1項第4号中「専用住宅」を「一戸建ての住宅」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。